

(証券コード3708)

平成28年6月7日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 松 田 裕 司

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館A O I 7階講堂
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 株式併合の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.tt-paper.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループは、平成26年度にスタートした第三次中期経営計画のもと、「変革への挑戦、そして未来へ」を基本テーマに、5つの重点項目「新商品の開発、新規分野への進出、海外展開、他社・他産業との部分提携、基盤事業の構造改革」に向けた諸施策を推進してまいりました。

特殊素材事業におきましては、開発テーマ「NaSFA(ナスファ)」のもと、ナノ素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の検討を大学との共同開発を含め、進めています。また、新規偽造防止技術の確立、技術融合型機能紙の開発等を引き続き推進しております。

加えて、次世代の柱となる事業を立ち上げるため新たなシートの開発に注力するなど、様々なニーズに対応した新規テーマにも積極的に取り組んでおります。

産業素材事業におきましては、平成28年1月に当社島田工場チップサイロの再建工事が完了しました。また、島田工場では購入電力量の抑制やCO₂排出量の削減を目的とした新バイオマスボイラーの建設を進めており、平成29年1月の完成、運転開始を目指しております。

生活商品事業におきましては、連結子会社の(株)ライフにて新タオル抄紙機1号機が昨年2月に稼働しました。これに続き平成28年3月には、多品種の製品を生産可能とする新タオル抄紙機2号機が完成しました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高は78,460百万円(前期比0.5%減)とほぼ横ばいとなりましたが、営業利益は3,750百万円(前期比51.4%増)、経常利益は3,926百万円(前期比42.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,498百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益204百万円)の増益となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

【産業素材事業】

主力製品である段ボール原紙は、特定需要商品等が低調に推移し、販売数量が前期を下回りました。クラフト紙につきましては、季節需要商品等の販売数量が前期を下回りました。その一方で、成長戦略として昨年2月に更新工事が完了した赤松水力発電所が利益に寄与しました。

この結果、当セグメントの売上高は37,938百万円（前期比0.9%減）、営業利益は907百万円（前期は営業利益60百万円）となりました。

【特殊素材事業】

特殊機能紙は、電子化の進行等の影響を受け、販売数量は減少しましたが、プレミアム付き商品券の特需等が寄与して、売上は堅調に推移しました。一方、特殊印刷用紙は、新製品「エアラス」の拡販に努め、高級印刷用紙の売上は増加傾向にあるものの、出版向けの需要減少等により、ファンシーペーパーの販売が減少し、販売数量は前期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は22,098百万円（前期比0.3%増）、営業利益は2,439百万円（前期比13.0%増）となりました。

【生活商品事業】

ペーパータオルは、販売先ごとのきめ細かな営業活動等により、販売数量は前期を上回り、販売価格は、ほぼ横ばいで推移しました。トイレットペーパーにつきましては、販売数量は前期並みでしたが、価格の維持に努めた結果、堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は16,940百万円（前期比0.6%増）、営業利益は538百万円（前期比27.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8,080百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

産業素材事業 島田工場 バルブ生産設備活性化工事

生活商品事業 島田工場 タオル用紙生産設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

産業素材事業 島田工場 新バイオマスボイラー設置工事

特殊素材事業 その他 新倉庫建設工事

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期
	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)	75,564	78,159	78,843	78,460
経常利益(百万円)	4,208	3,522	2,761	3,926
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,468	2,180	204	2,498
1株当たり当期純利益(円)	17.27	14.95	1.39	16.89
総資産(百万円)	120,138	125,302	126,861	126,945
純資産(百万円)	59,091	63,760	63,897	64,535
1株当たり純資産(円)	412.68	428.61	429.11	432.84

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
産業素材事業	(株)特種東海フォレスト	百万円 140	% 100	土木、造園緑化、当社社有林管理、山林事業、観光事業
	特種東海マテリアルズ(株)	70	100	製紙原料の仕入、販売 製材品の仕入、販売
	(株)レックス	30	100	サーマルリサイクル燃料の製造・販売
特殊素材事業	(株)TTトレーディング	50	100	特殊紙の販売
	静岡ロジスティクス(株)	20	100	一般貨物自動車運送、倉庫業
	特種メーテル(株)	10	100	特殊紙の製造、販売
生活商品事業	(株)トライフ	400	100	紙加工品の製造、販売
	特種東海エコロジー(株)	200	79.5	家庭紙の製造、販売
その他	(株)テクノサポート	32	100	エンジニアリング、構内作業、倉庫業

(4) 対処すべき課題

① 組織活性化

平成28年4月1日に代表取締役社長をはじめとした経営体制の大幅な刷新を図りました。

新経営体制の発足にあたり、経営方針「ユニークな中堅メーカーとしての強みを生かして、顧客満足度の最大化を推進し、利益の最大化を目指す」を掲げ、その実現に向けてスタートしております。

当社グループが中堅メーカーとしての強みを活かすための重要なキーワードとして「小回り・スピード・ニッチ・横のコミュニケーション・全社一丸」の5項目を掲げ、経営方針の達成に向けてカンパニー制を導入しました。これまでの3事業グループ制を3事業カンパニー制に改編すると共に、従来以上の責任と権限をカンパニーCEOに移譲することにより、経営のスピードアップを図ってまいります。

また、「技術と品質の特種東海製紙」を標榜し、顧客からの信頼を確立すべく、カンパニーには属さない品質保証センターを設置し、横断的な品質監視体制を推進してまいります。さらに、「新商品の開発」「新規事業の推進」「新市場としての海外展開」を実現するため、フィブリック事業本部・研究開発センター・海外事業推進センターを加えた1事業本部3センターを社長直轄としております。

② 新商品の開発

当社グループでは、4つのフューチャーテクノロジー（ナノテクノロジー・偽造防止技術・技術融合・新加工技術）をターゲットに定め、各頭文字をとり開発テーマ名を「NaSFA」と命名しております。このテーマのもと、増設したコーターヘッドの活用と低密度化技術の応用、産学連携による黒透かし技術の共同開発、グループ各社の多彩な技術の融合などによる新商品の開発に取り組んでまいります。また、大学・研究機関との連携強化、新設備の導入などによる新技術の探索にも取り組んでまいります。

③ 新規事業の推進

フィブリック（リチウムイオン二次電池用セパレータ）をはじめ、新たなシート状物の開発など製紙関連技術の応用に加え、新タオルマシンによるタオル製品のバリエーション強化と新たな高付加価値製品の模索、社有林の有効活用を目的とした「南アルプス事業本部」の設置など、新規分野への進出に取り組んでまいります。

④ 海外事業の推進

今後も高い成長が期待できるアジア地域を中心として、当社技術と現地製紙メーカーの設備や販売チャネルとを組み合わせることで新商品の開発・販売に取り組んでまいります。また、当社特有の技術を活かし、海外メーカーと紙以外の新しいシート状物の開発にも取り組んでまいります。

⑤ 他社・他産業との部分提携

当社は平成28年4月25日に日本製紙(株)と、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業の更なる強化を実現すべく、島田工場の分社化及び新製造会社への日本製紙(株)による出資並びに両社販売機能の統合に係る統合契約を締結し、平成28年10月の事業提携開始に向け準備を進めてまいります。シナジーを追求し、本事業における競争力強化と両社の本事業の成長及び発展を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成28年3月31日現在）

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社、子会社10社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

① 産業素材事業

当社が紙パルプの製造・販売をするほか、(株)特種東海フォレストが土木・造園工事を、特種東海マテリアルズ(株)が製紙原料の供給を、(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、関連会社3社が紙の加工・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が紙の製造・販売をするほか、(株)T T トレーディング・関連会社1社が販売を、静岡ロジスティクス(株)が製品を保管する倉庫業及び製品輸送を、特種メーテル(株)が紙の製造・販売を行っております。

③ 生活商品事業

当社が紙の製造・販売をするほか、(株)トライフ・関連会社1社が紙の加工・販売を、特種東海エコロジー(株)が紙の製造・販売を行っております。

④ その他

(株)テクノサポートが製紙設備の保全管理及び紙製品の輸送・保管を、子会社1社が紙製品の輸送を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本店	静岡県島田市
本社	東京都中央区
産業素材事業	営業所：営業本部（東京都中央区） 大阪営業所（大阪市中央区） 中部営業所（名古屋市中区） 静岡営業所（静岡県島田市） 工場：島田工場（静岡県島田市） 子会社：(株)特種東海フォレスト（静岡県島田市） 特種東海マテリアルズ(株)（静岡県島田市） (株)レックス（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：営業本部（東京都中央区） 工場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 岐阜工場（岐阜県岐阜市） 子会社：(株)T Tトレーディング（東京都中央区） 静岡ロジスティクス(株)（静岡県駿東郡長泉町） 特種メーテル(株)（静岡県沼津市）
生活商品事業	工場：横井工場（静岡県島田市） 子会社：(株)トライフ（静岡県島田市） 特種東海エコロジー(株)（静岡県富士市）
その他	子会社：(株)テクノサポート（静岡県島田市）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	455 (105) 名	115 名
特 殊 素 材 事 業	475 (74)	9
生 活 商 品 事 業	287 (72)	△7
そ の 他	190 (47)	△108
全 社 (共 通)	90 (6)	△18
合 計	1,497 (304)	△9

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。
2 全社（共通）と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
856名	40名増	39.9歳	18.4年

- (注) 1 使用人数は就業員数であります。
2 平均勤続年数は、特種製紙(株)又は東海パルプ(株)からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 静 岡 銀 行	14,431百万円
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,152
(株) み ず ほ 銀 行	3,209
農 林 中 央 金 庫	3,100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、日本製紙(株)との段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業に関する事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約及び新製造会社（当社島田工場分社化のために当社が設立した準備会社）と新販売会社（平成28年8月中旬までを目途に、両社の販売機能の統合のために日本製紙(株)が設立する予定の準備会社）を共同して運営することについて合意した株主間契約を締結しました。

また、平成28年5月24日には新製造会社に関わる吸収分割契約の締結について取締役会決議を行います。なお、平成28年6月24日開催の当社定時株主総会において当社島田工場の分社化に関する議案を付議いたします。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 163,297,510株
- ③ 株主数 13,276名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事(株)	13,800千株	9.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	6,232	4.19
(株) 静岡銀行	5,759	3.87
中央建物(株)	5,501	3.70
新生紙パルプ商事(株)	5,031	3.38
大王製紙(株)	4,901	3.29
特種東海製紙取引先持株会	4,558	3.06
(株) 三菱東京UFJ銀行	3,714	2.49
王子ホールディングス(株)	3,000	2.01
(株) 竹尾	2,637	1.77

(注) 1 当社は、自己株式を14,737,156株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

・新株予約権の数

901個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 901,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

・新株予約権の区分別保有状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2008年度 第1回 新株予約権	3名 (2名)	44個 (12個)	1名	3個
2009年度 第1回 新株予約権	3名 (2名)	35個 (9個)	2名	11個
2010年度 新株予約権	6名 (2名)	71個 (8個)	2名	12個
2011年度 新株予約権	9名 (2名)	130個 (11個)	2名	15個
2012年度 新株予約権	9名 (2名)	138個 (11個)	2名	16個
2013年度 新株予約権	9名 (2名)	118個 (8個)	2名	12個
2014年度 新株予約権	11名 (2名)	149個 (8個)	2名	13個
2015年度 新株予約権	11名 (2名)	122個 (9個)	3名	12個

- (注) 1 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。
 2 新株予約権の行使期間は、以下のとおりであります。
 2008年度第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成20年7月29日から平成40年7月28日まで
 2009年度第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成21年8月13日から平成41年8月12日まで
 2010年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成22年8月11日から平成42年8月10日まで
 2011年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成23年8月11日から平成43年8月10日まで
 2012年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
 平成24年8月11日から平成44年8月10日まで

2013年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
平成25年8月13日から平成45年8月12日まで
2014年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
平成26年8月13日から平成46年8月12日まで
2015年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
平成27年9月16日から平成47年9月15日まで

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 澤 清 利	社長執行役員
代 表 取 締 役	三 宅 博	副社長執行役員管理部門統轄
取 締 役	大 島 一 宏	専務執行役員産業素材事業グループ長
取 締 役	関 根 常 夫	常務執行役員財務・IR室長
取 締 役	落 合 一 彦	常務執行役員社長室長
取 締 役	松 田 裕 司	常務執行役員特殊素材事業グループ長
取 締 役	紅 林 昌 巳	執行役員生活商品事業グループ長 (株)トライフ代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 克 宏	執行役員総合開発センター長
取 締 役	毛 利 豊 寿	執行役員フィブリック事業本部長
取 締 役	石 川 達 紘	弁護士 (株)東横イン取締役会長（社外） 東鉄工業(株)社外監査役 林兼産業(株)社外取締役
取 締 役	志 賀 こ ず 江	弁護士 (株)東横イン社外取締役 (株)新生銀行社外監査役 リコーリース(株)社外取締役
常 任 監 査 役 （常 勤 監 査 役）	三 谷 充 弘	公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）
監 査 役	大 倉 喜 彦	中央建物(株)代表取締役社長 (株)リーガルコーポレーション社外監査役 (株)ホテルオークラ取締役会長 (株)ニッピ社外監査役 (株)ホテルオークラ新潟社外取締役 西戸崎開発(株)社外取締役 公益財団法人大倉文化財団理事 学校法人関西大倉学園理事
監 査 役	上 田 廣 美	亜細亜大学法学部教授

- (注) 1 取締役石川達紘氏及び取締役志賀こず江氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び監査役上田廣美氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 3 常任監査役（常勤監査役）三谷充弘氏は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
大島 一 宏	取締役専務執行役員社長室長	取締役専務執行役員社長室長兼特命産業素材事業グループ統括	平成27年4月1日
関根 常 夫	取締役常務執行役員財務・I R室長	取締役常務執行役員財務・I R室長兼社長室長代行	平成27年4月1日
大島 一 宏	取締役専務執行役員社長室長兼特命産業素材事業グループ統括	取締役専務執行役員産業素材事業グループ長	平成27年6月1日
関根 常 夫	取締役常務執行役員財務・I R室長兼社長室長代行	取締役常務執行役員財務・I R室長	平成27年6月1日
落合 一 彦	取締役常務執行役員産業素材事業グループ長	取締役常務執行役員社長室長	平成27年6月1日
三宅 博	取締役副社長執行役員社長補佐	代表取締役副社長執行役員管理部門統轄	平成27年6月19日

5 当事業年度後における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
三澤 清 利	代表取締役社長社長執行役員	取締役	平成28年4月1日
三宅 博	代表取締役副社長執行役員管理部門統轄	取締役	平成28年4月1日
大島 一 宏	取締役専務執行役員産業素材事業グループ長	取締役専務執行役員経営企画管理室長	平成28年4月1日
松田 裕 司	取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長	代表取締役社長社長執行役員	平成28年4月1日
紅林 昌 巳	取締役執行役員生活商品事業グループ長	取締役執行役員生活商品カンパニーCEO	平成28年4月1日
渡邊 克 宏	取締役執行役員総合開発センター長	取締役執行役員産業素材カンパニーCEO	平成28年4月1日

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
志 賀 こ ず 江	平成27年6月19日	任 期 満 了	社外監査役
落 合 一 彦	平成28年3月31日	辞 任	取締役常務執行役員社長室長

(注) 志賀こず江氏は、平成27年6月19日開催の当社第8回定時株主総会において社外取締役として選任されております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	243百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	25百万円 (8百万円)
合 計 (うち社外役員)	15名 (5名)	269百万円 (25百万円)

(注) 1 報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は以下のとおりであります。

- ・取締役：11名分36百万円（うち社外取締役2名分2百万円）
- ・監査役：4名分3百万円（うち社外監査役3名分1百万円）
- ・合計：15名分40百万円

2 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株 主 総 会 で 定 め ら れ た 報 酬 限 度 額	
取 締 役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額450百万円 年額75百万円
監 査 役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額50百万円 年額10百万円
合 計	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額500百万円 年額85百万円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川達紘氏は、(株)東横インの取締役会長(社外)、東鉄工業(株)の社外監査役、林兼産業(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役志賀こず江氏は、(株)東横イン、リコーリース(株)の社外取締役、(株)新生銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役大倉喜彦氏は、中央建物(株)の代表取締役社長、(株)リーガルコーポレーションの社外監査役、(株)ホテルオークラの取締役会長、(株)ニッピの社外監査役、(株)ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発(株)の社外取締役、公益財団法人大倉文化財団の理事、学校法人関西大倉学園の理事を兼務しております。なお、公益財団法人大倉文化財団は当社の寄付先ですが、3年間の平均額は1,000万円を下回っており僅少であります。また、当社とその他の当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役上田廣美氏は、亜細亜大学の法学部教授を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 石川 達 紘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回に出席いたしました。主に法律家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 監査役 志賀 こず江	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、取締役選任以前の監査役在任時に開催された監査役会3回すべてに出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

	活 動 状 況
監査役 大 倉 喜 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会11回のうち9回に出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。</p>
監査役 上 田 廣 美	<p>監査役に選任されて以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち8回、監査役会8回のうち7回に出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積の算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、以下の項目に該当する場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (1) 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- (2) 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- (3) その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに不十分であると判断される場合

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、平成28年4月25日開催の取締役会において、内容を一部改定しております。

(1) 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第100条第1項第5号ニ)

- ① 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
- ② 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員がコンプライアンス委員会に直接通報することができるグループ内部通報制度を整備する。
- ④ これらの推進については、「経営企画管理室」において実施する。また、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する「内部統制・監査室」を設置し、「内部統制・監査室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号、第100条第1項第5号ロ)

- ① 当社は、「特種東海製紙グループリスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとの管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示により当社及び当社子会社における担当部門が行う。
- ② リスクカテゴリーごとの責任者(部署)は、該当リスクの分析・評価・マネジメントを実施し、その評価とリスクマネジメントシステムに関する是正・改善等を行う。リスク管理委員会はそれについてレビューを実施し、結果を取締役に報告する。
- ③ 内部統制・監査室は、グループ会社を含めた事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、リスクマネジメント体制の構築・運用状況について評価を行うこととする。
- ④ 大地震などの突発的なリスクの発生による緊急事態において、会社がリスク管理体制を整えて全社的な速やかな対応を必要とする場合には、「特種東海製紙グループリスク管理規程」に基づき社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、第100条第1項第5号ハ)

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② また、業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「カンパニー実績報告会」を月1回、「事業本部及びセンター実績報告会」を隔月に1回開催し、当社の各部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行う。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」を適宜開催し、経営課題等について情報の共有化を図る「執行役員連絡会」を原則毎週1回開催する。

- ③ 当社及び当社子会社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定しており、計画達成に向け、当社の部門及び子会社各社の計数管理と施策の進捗を管理している。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 当社グループに共通の「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。
- ③ 内部統制・監査室は、全グループを対象とした内部監査を通じて、内部統制システム及び事務規律の状況を把握・評価する。また、財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき評価・改善及び文書化を実施することとする。
- (6) 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」において定期的又は重要度に応じては都度の報告を義務付けており、必要に応じては社長もしくは取締役会での報告を定めている。
- ② 「グループ会社管理規程」では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
- ③ 当社は、3か月に1回、当社及び当社子会社の社長が出席する「特種東海製紙グループ社長会」を開催し、当社子会社の各社社長は経営状況を報告している。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号、第100条第3項第3号)
- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

- ② 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- (8) 当社取締役・使用人及び当社子会社の取締役・監査役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号イ、第100条第3項第4号ロ)
- ① 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
 - ③ グループ内部通報制度は、当社のコンプライアンス委員会を通報窓口としており、当社監査役がコンプライアンス委員会の委員として構成することから、監査役はタイムリーに通報状況を掌握することが可能となる。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第5号)
- 当社は、当社及び当社子会社を対象とした「公益通報者保護規程」を定め、内部通報者に対して通報したことを理由に、いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ① 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた体制としては、経営企画管理室を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には経営企画管理室が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。
- (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役の職務の執行について
当社は、取締役会規程において取締役会を毎月1回開催することを原則にしており、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び使用人の職務執行の監督を行っております。また、独立社外取締役を2名選任しており、専門的な見地からの意見を反映させるなど業務執行の監督機能を強化しております。なお、当社は当事業年度において取締役会を12回開催しております。取締役会議事録その他取締役の職務の執行に関する重要な書類・資料については、適切に作成・保存・管理を行っております。
 - ②リスクマネジメント体制に関する取り組み状況
当社は、当社及び当社グループ会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、当社グループのリスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っております。また、リスクマネジメントについての教育を全社的に実施し、その体制についての整備・運用状況の評価のため、評価対象ごとにそれぞれ個別ヒアリングを実施しております。

その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施しております。

③コンプライアンスに対する取り組み状況

当社は、コンプライアンスに対する意識向上を目的とした研修を適宜開催しております。また、当社及び当社グループ会社を対象とした内部通報制度に基づき、第三者機関を通報窓口とするコンプライアンスホットラインを整備し、イントラネットで従業員への周知を図っております。

④内部監査に関する運用状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室を設置しております。内部統制・監査室は、年間の監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っております。また、内部監査結果は、社長及び監査役に報告するとともに、必要に応じて取締役会においても報告しております。

⑤監査役の職務の執行について

当社監査役は、監査計画に従い、当社及び当社グループ会社の重要な会議への出席や稟議書を初めとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い、内部統制・監査室と連携し、効率的な監査の実施を行っております。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、全稟議書を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行っております。

⑥グループ管理体制

当社は「グループ会社管理規程」を定め、子会社を含む関係会社が整備すべき管理体制及び遵守すべき事項ならびに当社のグループ会社の管理に関する主要な事項について、各グループ会社に周知し、グループ管理体制を構築しております。また、グループ会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、グループ会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,861	流 動 負 債	33,592
現金及び預金	9,167	支払手形及び買掛金	10,986
受取手形及び売掛金	22,062	短期借入金	12,894
商品及び製品	6,303	1年内返済予定の長期借入金	1,841
仕掛品	708	未払法人税等	448
原材料及び貯蔵品	5,200	繰延税金負債	6
繰延税金資産	774	賞与引当金	377
その他	697	環境対策引当金	237
貸倒引当金	△52	その他	6,799
固 定 資 産	82,084	固 定 負 債	28,818
有 形 固 定 資 産	63,135	長期借入金	25,924
建物及び構築物	17,237	繰延税金負債	372
機械装置及び運搬具	29,695	役員退職慰労引当金	56
土地	12,871	退職給付に係る負債	1,481
建設仮勘定	2,196	資産除去債務	789
その他	1,133	その他	193
無 形 固 定 資 産	359	負 債 合 計	62,410
のれん	17	純 資 産 の 部	
その他	341	株 主 資 本	61,896
投 資 其 他 の 資 産	18,589	資 本 金	11,485
投資有価証券	17,385	資 本 剰 余 金	14,472
繰延税金資産	216	利 益 剰 余 金	38,960
その他	1,051	自 己 株 式	△3,020
貸倒引当金	△63	その他の包括利益累計額	2,145
資 産 合 計	126,945	その他有価証券評価差額金	2,616
		退職給付に係る調整累計額	△470
		新 株 予 約 権	169
		非 支 配 株 主 持 分	323
		純 資 産 合 計	64,535
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	126,945

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上		78,460
売 上 原 価		63,706
売 上 総 利 益		14,753
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,003
営 業 利 益		3,750
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
受 取 配 当 金	250	
受 取 賃 貸 料	119	
受 取 保 険 金	70	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	79	
そ の 他	230	815
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	335	
設 備 維 持 費 用	77	
そ の 他	225	639
経 常 利 益		3,926
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	44	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	138	
受 取 保 険 金	0	183
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	293	
減 損 損 失	173	
異 常 操 業 損 失	215	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	27	
そ の 他	0	711
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,399
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	612	
法 人 税 等 調 整 額	235	847
当 期 純 利 益		2,551
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		52
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,498

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,485	14,471	37,204	△3,014	60,146
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△742		△742
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,498		2,498
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	1,755	△6	1,749
当 期 末 残 高	11,485	14,472	38,960	△3,020	61,896

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	3,449	△99	3,349	129	271	63,897
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△742
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,498
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△832	△371	△1,204	40	52	△1,111
当 期 変 動 額 合 計	△832	△371	△1,204	40	52	637
当 期 末 残 高	2,616	△470	2,145	169	323	64,535

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 9社
会社の名称 (株)特種東海フォレスト、(株)テクノサポート、(株)レックス、
(株)トライフ、特種東海エコロジー(株)、
特種東海マテリアルズ(株)、静岡ロジスティクス(株)、
特種メーテル(株)、(株)TTトレーディング
- (2) 非連結子会社の数 1社
会社の名称 (株)TOSロジスティクス
上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合
う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連
結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 2社
会社の名称 大一コンテナ(株)、(株)竹尾
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社1社（(株)TOSロジスティクス）及び関連会社3社
（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及
び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要
性がないため持分法の適用から除外しております。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の
直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
- | | |
|-----------|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部
純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に
より算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による
簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、 その他は定額法 その他の有形固定資産は定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法 主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 6～50年 機械装置及び運搬具 3～22年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
環境対策引当金	当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,257	(5,257) 百万円
機械装置及び運搬具	17,233	(17,233)
土地	2,499	(1,999)
有形固定資産「その他」	12	(-)
計	25,003	(24,490)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

短期借入金	800	(-) 百万円
1年内返済予定の長期借入金	14	(14)
長期借入金	4,200	(3,550)
計	5,014	(3,564)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 163,313百万円

3. セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたもの
帳簿価額の内訳
建物及び構築物 418百万円

対応する債務

流動負債 その他	96百万円
固定負債 その他	146

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙加工設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、有形固定資産「その他」、無形固定資産「その他」	173百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物126百万円、機械装置及び運搬具35百万円、有形固定資産「その他」9百万円、無形固定資産「その他」1百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算はしていません。

2. 異常操業損失

当社島田工場における火災事故により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	－	－	163,297,510
合 計	163,297,510	－	－	163,297,510
自己株式				
普通株式（注）1、2	15,325,560	17,598	650	15,342,508
合 計	15,325,560	17,598	650	15,342,508

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加17,598株は、単元未満株式の買取りによる増加13,628株、持分法適用会社保有の自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加3,970株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少650株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年6月26日	普通株式	47,000株
平成21年7月24日	普通株式	46,000株
平成22年7月23日	普通株式	83,000株
平成23年7月15日	普通株式	145,000株
平成24年7月17日	普通株式	154,000株
平成25年7月18日	普通株式	130,000株
平成26年7月15日	普通株式	162,000株
平成27年8月12日	普通株式	134,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成27年 6月19日 定時株主総会	普通株式	371	2.5	平成27年 3月31日	平成27年 6月22日
平成27年 11月13日 取締役会	普通株式	371	2.5	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成28年 6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	371	利益剰余金	2.5	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。関係会社長期貸付金は、回収状況に問題のある先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※1)	時価 (百万円) (※1)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,167	9,167	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,062	22,062	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	9	9	△0
その他有価証券	11,107	11,107	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,986)	(10,986)	—
(5) 短期借入金	(12,894)	(12,894)	—
(6) 長期借入金	(27,765)	(27,832)	66
(7) 長期未払金	(242)	(241)	△0

(※1) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(7) 長期未払金

長期未払金の時価については、元金利の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めて表示しております。

- (注2) 非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）（連結貸借対照表計上額6,268百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	432円84銭
2. 1株当たり当期純利益	16円89銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円79銭

重要な後発事象に関する注記

平成27年10月7日付の当社プレスリリース「日本製紙株式会社との段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業に係る基本合意書の締結に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といいます。）との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）の更なる強化を実現すべく、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び新製造会社（島田工場の分社化のために当社が設立した準備会社。以下「新製造会社」といいます。）への日本製紙による出資（以下「本出資」といいます。）並びに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合（上記一連の取引を以下「本事業提携」と総称します。）に係る基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結しております。

本基本合意書に基づき、両社是对等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ねて参りましたが、今般、両社は、平成28年4月25日に開催いたしました両社取締役会における決議を経て、同日付で、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約（以下「本統合契約」といいます。）及び新製造会社と新販売会社（平成28年8月中旬迄を目処に、両社の販売機能の統合のために日本製紙が設立する予定の準備会社。以下「新販売会社」といいます。）を共同して運営することについて合意した株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本事業提携の目的

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、設備過剰による市況の悪化、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識しています。

このような環境認識のもと、本事業を重要な分野と位置づける当社と日本製紙は、本事業に関して両社の有する生産ノウハウの結集と販売機能の統合による効率化、及び生産設備の多様化による顧客ニーズへの細やかな対応が本事業の競争力強化に必要と判断し、平成27年10月7日に本基本合意書を締結しました。本事業提携により、両社工場において顧客ニーズや生産・物流コストを勘案した最適な工場生産を行うことを通じて、新販売会社において最大限の収益を実現できる体制を構築いたします。

本基本合意書に基づき、両社是对等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ね、今般、両社の販売機能を統合し、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るべく、本統合契約を締結しました。

両社は、本事業提携を通じて、下記(1)及び(2)に記載する項目の実現により、本事業における競争力を強化し、両社の本事業の成長及び発展を加速させるとともに、お客様及びステークホルダーの皆様により一層信頼される企業となることが最大の目的と考えております。

- (1) 両社の本事業における生産ノウハウを結集し、新製造会社の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を行うこと
- (2) 両社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を行うこと

また、両社は、原材料、燃料及び資材等の共同調達等による両社の本事業における競争力の強化について検討を継続することとしております。

さらに、当社といたしましては、本事業提携を端緒とし、将来的には、家庭紙及び特殊紙の分野においても提携によるシナジーを実現することで両社の競争力を強化していく可能性について引き続き検討して参りたいと考えております。

2. 本事業提携の方式

(1) 新製造会社吸収分割及び本出資の方式

- (i) 当社が、島田工場の分社化の基礎となる準備会社として、新製造会社を設立。
- (ii) 本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新製造会社に承継（新製造会社吸収分割）。
- (iii) 日本製紙が新製造会社の第三者割当増資（6,250百万円）を引き受け（本出資）。
- (iv) 上記（ii）及び（iii）の結果、当社が227,500株（65%）、日本製紙が122,500株（35%）の新製造会社の株式を保有。

(2) 新販売会社吸収分割の方式

- (i) 日本製紙が、当社及び日本製紙の本事業における販売機能の統合の基礎となる準備会社として、新販売会社を設立。
- (ii) 当社及び日本製紙がそれぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新販売会社に承継（新販売会社吸収分割）。
- (iii) 上記（ii）の結果、当社が45,500株（35%）、日本製紙が84,500株（65%）の新販売会社の株式を保有。

3. 本事業提携先の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 名称 | 日本製紙株式会社 |
| ② 本店所在地 | 東京都北区王子一丁目4番1号 |
| ③ 代表者 | 代表取締役社長 馬城 文雄 |
| ④ 資本金 | 104,873百万円（平成27年3月31日現在） |
| ⑤ 事業内容 | 紙・パルプの製造販売、紙関連事業、木材・建材・土木建設関連事業及び物流、レジャー等の事業 |

4. 本事業提携の日程

- | | |
|----------------|--|
| 平成27年10月7日 | 本基本合意書締結 |
| 平成28年4月25日 | 取締役会決議、本統合契約及び本株主間契約締結 |
| 平成28年5月（予定） | 新製造会社吸収分割契約締結 |
| 平成28年6月24日（予定） | 当社定時株主総会
（島田工場分社化についての承認決議） |
| 平成28年8月中旬迄（予定） | 新販売会社吸収分割締結 |
| 平成28年8月（予定） | 本株式引受契約締結 |
| 平成28年10月1日（予定） | 本事業提携に係る取引の完了（新製造会社設立及び日本製紙による同社への出資、並びに新販売会社設立） |

5. 業績に与える影響

本事業提携が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未定です。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,139	流 動 負 債	26,486
現金及び預金	5,018	支払手形	4,624
受取手形	851	買掛金	4,204
売掛金	18,678	短期借入金	10,500
商品及び製品	5,442	1年内返済予定の長期借入金	418
仕掛品	355	未払金	898
原材料及び貯蔵品	4,770	未払費用	2,747
前払費用	289	未払法人税等	304
繰延税金資産	552	預り金	351
関係会社短期貸付金	63	設備関係支払手形	1,671
未収入金	856	環境対策引当金	191
その他	281	その他	574
貸倒引当金	△21	固 定 負 債	24,367
固 定 資 産	71,526	長期借入金	22,586
有 形 固 定 資 産	51,440	長期未払金	193
建築物	9,981	繰延税金負債	589
構築物	4,215	退職給付引当金	223
機械及び装置	23,551	資産除去債務	775
車両運搬具	40	負 債 合 計	50,854
工具、器具及び備品	404	純 資 産 の 部	
土地	10,487	株 主 資 本	55,292
山林	640	資 本 金	11,485
建設仮勘定	2,118	資 本 剰 余 金	42,439
無 形 固 定 資 産	170	資本準備金	3,985
借地権	24	その他資本剰余金	38,454
ソフトウェア	97	利 益 剰 余 金	4,295
その他	48	その他利益剰余金	4,295
投資その他の資産	19,915	固定資産圧縮積立金	172
投資有価証券	14,754	特定災害防止準備金	10
関係会社株式	4,106	繰越利益剰余金	4,112
関係会社長期貸付金	200	自 己 株 式	△2,926
長期前払費用	311	評価・換算差額等	2,349
その他	605	その他有価証券評価差額金	2,349
貸倒引当金	△63	新 株 予 約 権	169
資 産 合 計	108,666	純 資 産 合 計	57,811
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	108,666

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		60,961
売 上 原 価		50,362
売 上 総 利 益		10,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,898
営 業 利 益		2,700
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	444	
受 取 賃 貸 料	239	
そ の 他	258	967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	277	
賃 貸 費 用	47	
設 備 維 持 費 用	79	
そ の 他	36	441
経 常 利 益		3,226
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78	89
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	288	
異 常 操 業 損 失	215	
そ の 他	0	505
税 引 前 当 期 純 利 益		2,810
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	333	
法 人 税 等 調 整 額	151	484
当 期 純 利 益		2,325

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	38,453	42,439	202	7	2,502	2,712	△2,922	53,714
当期変動額										
剰余金の配当							△742	△742		△742
当期純利益							2,325	2,325		2,325
特定災害防止準備金の積立						2	△2	-		-
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分			0	0					0	0
固定資産圧縮積立金の取崩					△30		30	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	0	0	△30	2	1,610	1,582	△4	1,578
当期末残高	11,485	3,985	38,454	42,439	172	10	4,112	4,295	△2,926	55,292

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,173	3,173	129	57,016
当期変動額				
剰余金の配当				△742
当期純利益				2,325
特定災害防止準備金の積立				-
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823	△823	40	△783
当期変動額合計	△823	△823	40	795
当期末残高	2,349	2,349	169	57,811

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
機械及び装置	5～22年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略していません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	3,398	(3,398)百万円
構築物	1,858	(1,858)
機械及び装置	17,233	(17,233)
土地	1,999	(1,999)
山林	12	(-)
計	24,503	(24,490)

()の金額(内数)は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

一年内返済予定の長期借入金	14	(14)百万円
長期借入金	4,200	(3,550)
計	4,214	(3,564)

()の金額(内数)は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

149,360百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示されたものを除く)

短期金銭債権	6,947百万円
短期金銭債務	2,702

4. セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたもの

帳簿価額の内訳

構築物	418百万円
-----	--------

対応する債務

未払金	96百万円
長期未払金	146

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	15,551百万円
仕入高	9,307
営業取引以外の取引による取引高	709

2. 異常操業損失

当社島田工場における火災により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

14,737,156株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	209
減損損失	556
退職給付引当金	80
投資有価証券評価損	533
環境対策引当金	57
減価償却超過	409
株式報酬費用	50
資産除去債務	228
その他	2,111
繰延税金資産小計	4,239
評価性引当額	△3,118
繰延税金資産合計	1,121
繰延税金負債との相殺	△1,121
繰延税金資産純額	-

繰延税金負債	百万円
固定資産圧縮積立金	323
その他有価証券評価差額金	791
その他	42
繰延税金負債合計	1,157
繰延税金資産との相殺	△1,121
繰延税金負債純額	36

繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	百万円
繰延税金資産	552
固定負債	
繰延税金負債	589

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.4%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は51百万円減少し、法人税等調整額が同額、その他有価証券評価差額金が42百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性がないため記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社トライフ	静岡県島田市	400	紙・紙加工品の製造・販売	所有直接100.0%	紙・紙加工品の販売	紙・紙加工品の販売 (注)1	3,785	売掛金	1,693
子会社	株式会社T.T.トレーディング	東京都中央区	50	紙製品等の販売	所有直接100.0%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注)1	7,245	売掛金	3,013
子会社	特種東海マテリアルズ株式会社	静岡県島田市	70	原材料等の仕入	所有直接100.0%	原材料等の仕入	原材料等の仕入 (注)1	5,831	支払手形及び買掛金	1,569
関連会社	株式会社尾竹	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	所有直接22.95% 被所有1.8%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注)1	3,949	売掛金	1,485

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	388円00銭
2. 1株当たり当期純利益	15円65銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	15円57銭

重要な後発事象に関する注記

平成27年10月7日付の当社プレスリリース「日本製紙株式会社との段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業に係る基本合意書の締結に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といいます。）との間で、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）の更なる強化を実現すべく、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び新製造会社（島田工場の分社化のために当社が設立した準備会社。以下「新製造会社」といいます。）への日本製紙による出資（以下「本出資」といいます。）並びに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合（上記一連の取引を以下「本事業提携」と総称します。）に係る基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結しております。

本基本合意書に基づき、両社は対等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ねて参りましたが、今般、両社は、平成28年4月25日に開催いたしました両社取締役会における決議を経て、同日付で、本事業提携に関連する諸条件を定めた統合契約（以下「本統合契約」といいます。）及び新製造会社と新販売会社（平成28年8月中旬迄を目処に、両社の販売機能の統合のために日本製紙が設立する予定の準備会社。以下「新販売会社」といいます。）を共同して運営することについて合意した株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本事業提携の目的

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、設備過剰による市況の悪化、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識しています。

このような環境認識のもと、本事業を重要な分野と位置づける当社と日本製紙は、本事業に関して両社の有する生産ノウハウの結集と販売機能の統合による効率化、及び生産設備の多様化による顧客ニーズへの細やかな対応が本事業の競争力強化に必要と判断し、平成27年10月7日に本基本合意書を締結しました。本事業提携により、両社工場において顧客ニーズや生産・物流コストを勘案した最適な工場生産を行うことを通じて、新販売会社において最大限の収益を実現できる体制を構築いたします。

本基本合意書に基づき、両社は対等の精神に則り、本事業提携の実現に向けて協議を重ね、今般、両社の販売機能を統合し、島田工場のコスト・品質競争力強化及び効率的販売体制の構築並びにサービスの強化を図るべく、本統合契約を締結しました。

両社は、本事業提携を通じて、下記(1)及び(2)に記載する項目の実現により、本事業における競争力を強化し、両社の本事業の成長及び発展を加速させるとともに、お客様及びステークホルダーの皆様へ、より一層信頼される企業となることが最大の目的と考えております。

- (1) 両社の本事業における生産ノウハウを結集し、新製造会社の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を行うこと

(2) 両社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を行うこと
また、両社は、原材料、燃料及び資材等の共同調達等による両社の本事業における競争力の強化について検討を継続することとしております。

さらに、当社といたしましては、本事業提携を端緒とし、将来的には、家庭紙及び特殊紙の分野においても提携によるシナジーを実現することで両社の競争力を強化していく可能性について引き続き検討して参りたいと考えております。

2. 本事業提携の方式

(1) 新製造会社吸収分割及び本出資の方式

- (i) 当社が、島田工場の分社化の基礎となる準備会社として、新製造会社を設立。
- (ii) 本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新製造会社に承継（新製造会社吸収分割）。
- (iii) 日本製紙が新製造会社の第三者割当増資（6,250百万円）を引き受け（本出資）。
- (iv) 上記（ii）及び（iii）の結果、当社が227,500株（65%）、日本製紙が122,500株（35%）の新製造会社の株式を保有。

(2) 新販売会社吸収分割の方式

- (i) 日本製紙が、当社及び日本製紙の本事業における販売機能の統合の基礎となる準備会社として、新販売会社を設立。
- (ii) 当社及び日本製紙がそれぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割の方法により新販売会社に承継（新販売会社吸収分割）。
- (iii) 上記（ii）の結果、当社が45,500株（35%）、日本製紙が84,500株（65%）の新販売会社の株式を保有。

3. 本事業提携先の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 名称 | 日本製紙株式会社 |
| ② 本店所在地 | 東京都北区王子一丁目4番1号 |
| ③ 代表者 | 代表取締役社長 馬城 文雄 |
| ④ 資本金 | 104,873百万円（平成27年3月31日現在） |
| ⑤ 事業内容 | 紙・パルプの製造販売、紙関連事業、木材・建材・土木建設関連事業及び物流、レジャー等の事業 |

4. 本事業提携の日程

平成27年10月7日	本基本合意書締結
平成28年4月25日	取締役会決議、本統合契約及び本株主間契約締結
平成28年5月（予定）	新製造会社吸収分割契約締結
平成28年6月24日（予定）	当社定時株主総会 （島田工場分社化についての承認決議）
平成28年8月中旬迄（予定）	新販売会社吸収分割締結
平成28年8月（予定）	本株式引受契約締結
平成28年10月1日（予定）	本事業提携に係る取引の完了（新製造会社設立及び日本製紙による同社への出資、並びに新販売会社設立）

5. 業績に与える影響

本事業提携が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未定です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月25日開催の取締役会において日本製紙株式会社との事業提携に関連する統合契約及び株主間契約の締結を決議し、同日付けで本統合契約及び本株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月25日開催の取締役会において日本製紙株式会社との事業提携に関連する統合契約及び株主間契約の締結を決議し、同日付けで本統合契約及び本株主間契約を締結している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

特種東海製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤監査役） 三 谷 充 弘 ㊟

監 査 役（社外監査役） 大 倉 喜 彦 ㊟

監 査 役（社外監査役） 上 田 廣 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様にご安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき5円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭 総額371,400,885円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

紙パルプ業界を取り巻く事業環境は、少子化に伴う人口減による国内紙需要の低迷、設備過剰による市況の悪化、古紙価格の高止まり・円安による原燃料価格上昇など、厳しい事業環境が続いており、今後もコスト・品質競争がますます厳しくなると認識しています。

このような環境認識のもと、段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）を重要な分野と位置づける当社と日本製紙㈱（以下「日本製紙」といいます。）は、本事業に関して両社の有する生産ノウハウの結集と販売機能の統合による効率化、及び生産設備の多様化による顧客ニーズへの細やかな対応が本事業の競争力強化に必要と判断し、本事業における両社の提携の実現に向けて協議を重ね、平成28年4月25日付で、対等の精神に則り、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び島田工場の分社化のために当社が新たに設立した新東海製紙㈱（以下「新東海製紙」といいます。）への日本製紙による出資（以下「本出資」といいます。）ならびに本事業における当社及び日本製紙の販売機能の統合（上記一連の取引を以下「本事業提携」といいます。）に係る諸条件を定めた統合契約（以下「本統合契約」といいます。）及び新東海製紙と新販売会社（定義は後に記載いたします。）を共同して運営することについて合意した株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結いたしました。

両社は、本事業提携を通じて、下記（1）及び（2）に記載する項目の実現により、本事業における競争力を強化し、両社の本事業の成長及び発展を加速させるとともに、お客様及びステークホルダーの皆様にも、より一層信頼される企業となることが最大の目的と考えております。

- （1）両社の本事業における生産ノウハウを結集し、新東海製紙の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を行うこと
- （2）両社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築ならびに販売活動の効率化・コスト削減を行うこと

また、両社は、原材料、燃料及び資材等の共同調達等による両社の本事業における競争力の強化について検討を継続することとしております。

さらに、当社といたしましては、本事業提携を端緒とし、将来的には、家庭紙及び特殊紙の分野においても提携によるシナジーを実現することで両社の競争力を強化していく可能性について引き続き検討して参りたいと考えております。

以上の目的のため、当社は、本統合契約に定めるところに従い、平成28年5月24日付で、新東海製紙との間で、平成28年10月1日を効力発生日として、本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を新東海製紙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。また、日本製紙は、本統合契約に定めるところに従い、平成28年8月を目処に、新東海製紙との間で、平成28年10月1日を効力発生日として、本出資に係る株式引受契約を締結する予定です。

さらに、当社及び日本製紙は、本統合契約に定めるところに従い、それぞれ、平成28年8月中旬迄を目処に、本事業における両社の販売機能の統合のために日本製紙が新たに設立する予定の準備会社（以下「新販売会社」といいます。）との間で、平成28年10月1日を効力発生日として、当社及び日本製紙がそれぞれ本事業における販売機能に関して有する権利義務を新販売会社に承継させる吸収分割（以下「新販売会社吸収分割」と総称します。）に係る吸収分割契約を締結する予定です。

本議案は、これらのうち、新東海製紙との間で締結いたしました本吸収分割契約についてご承認をお願いするものです。

新販売会社吸収分割については、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、当社及び日本製紙の株主総会の承認を受けずに行う予定です。

なお、本事業提携については、公正取引委員会の承認を前提としております。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社と新東海製紙が平成28年5月24日付で締結いたしました本吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約（特種東海製紙－新東海製紙）

特種東海製紙株式会社（以下「甲」という。）及び新東海製紙株式会社（以下「乙」という。）は、甲が島田工場（静岡県島田市向島町4379番地所在）において営む事業（段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙の製造事業その他の製紙事業を含み、以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以

下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (会社分割の方法)

本契約の定めるところにより、甲は、効力発生日(第6条第1項に定義される。以下同じ。)において、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、会社法に定める吸収分割の方法により、甲が本件事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲(吸収分割会社)
(商号) 特種東海製紙株式会社
(住所) 静岡県島田市向島町4379番地
- (2) 乙(吸収分割承継会社)
(商号) 新東海製紙株式会社
(住所) 静岡県島田市向島町4379番地

第3条 (本件分割により承継する権利義務)

1. 乙は、効力発生日をもって、甲から、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定に基づき乙が承継する債務については、すべて乙が甲から免責的に承継し、効力発生日以後、甲は当該債務について何らの債務も負わないものとする。
3. 法令に別段の定めがある場合を除き、本件事業に従事する甲の従業員と甲との間の甲の雇用契約上の地位及び当該契約に基づく甲の権利義務は、本件分割によっては乙に承継されないものとし、甲は、甲と乙の間における別途の合意に基づき、当該従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、乙は、当該従業員を乙の事業に従事させる。

第4条 (本件分割に際して交付する対価)

乙は、甲に対し、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、普通株式227,300株を効力発生日に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額	0円
資本準備金の額	0円
利益準備金の額	0円

第6条（効力発生日）

1. 本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年10月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、誠実に協議し、合意の上、効力発生日を変更することができる。
2. 本件分割は、関連吸収分割（第3項に定義される。以下同じ。）の効力発生を停止条件として、関連吸収分割の効力発生後、直ちにその効力を生じる。
3. 前項に定める「関連吸収分割」とは、甲及び日本製紙株式会社（以下「日本製紙」という。）が各社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙の販売事業を統合するために行う吸収分割をいい、甲と日本製紙が新たに設立する完全子会社（以下「販社」という。）との間で別途締結される予定の吸収分割契約に基づく吸収分割及び日本製紙と販社との間で別途締結される予定の吸収分割契約に基づく吸収分割を総称していう。

第7条（吸収分割契約の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会の決議によって、本契約及び本件分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件事業に関し、会社法第21条に定める競業避止義務を負担しない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本件分割がその効力を生じる前までの間に、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、誠実に協議し、合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲及び乙の各株主総会の決議による承認が得られなかったとき、本件分割の実行に必要な法令に定める関

係官庁（公正取引委員会を含む。）の許認可、承認等が得られなかったときその他法令に定める必要な手続が適法かつ有効に行われなかったときは、その効力を失う。

第11条（合意管轄及び準拠法）

1. 本契約に起因し、又は関連して生じた甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約は日本法をその準拠法とし、本契約の条項は日本法に従って解釈される。

第12条（規定外事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月24日

甲 静岡県島田市向島町4379番地
特種東海製紙株式会社
代表取締役 松田 裕司

乙 静岡県島田市向島町4379番地
新東海製紙株式会社
代表取締役 渡邊 克宏

別紙

承継権利義務明細表

本件分割により甲から乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、効力発生日における本件事業に属する以下に記載する資産、負債、契約上

の地位その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

- (a) 本件事業に属する現金及び預金（ただし、その合計額は、本件分割により乙が甲から承継する純資産額が78億円となるよう合理的に算定される額とする。）
- (b) 段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙以外の本件事業に属する製品及び商品
- (c) 本件事業に属する原材料、仕掛品、貯蔵品、その他一切の流動資産。ただし、以下に列挙する本件事業に属する資産は含まれないものとする。
- ・ 段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙の製品及び商品
 - ・ 受取手形、売掛金、未収入金、その他一切の流動資産である金銭債権（(a)に記載の預金債権を除く。）

(2) 固定資産

(a) 有形固定資産

i. 甲所有の以下の土地

所在	地番	所在	地番
島田市向島町	4414番10	島田市横井一丁目	5408番29
島田市向島町	4379番19	島田市横井一丁目	5408番30
島田市向島町	4491番22	島田市横井一丁目	5408番31
島田市向島町	4491番23	島田市横井一丁目	5408番32
島田市向島町	4506番20	島田市横井一丁目	5408番33
島田市向島町	5132番5	島田市横井一丁目	5408番34
島田市横井一丁目	4495番1	島田市横井一丁目	5419番7
島田市横井一丁目	4495番10	島田市横井一丁目	5419番34
島田市横井一丁目	4495番11	島田市向島町	4331番29
島田市横井一丁目	4495番12	島田市河原二丁目	4334番17
島田市横井一丁目	4495番7	島田市河原二丁目	4334番26

所在	地番	所在	地番
島田市横井一丁目	4495番13	島田市河原二丁目	4334番30
島田市横井一丁目	4495番14	島田市河原二丁目	4334番36
島田市横井一丁目	4657番1	島田市向島町	4429番1
島田市横井一丁目	4657番9	島田市向島町	4449番5
島田市横井一丁目	5087番13	島田市向島町	4449番11
島田市横井一丁目	5105番14	島田市向島町	4456番2
島田市横井一丁目	5115番5	島田市向島町	4644番1
島田市横井一丁目	5115番6	島田市阪本	4812番4
島田市横井一丁目	5115番7	島田市阪本	4812番22
島田市横井一丁目	5115番8	島田市湯日字後口山	2356番25
島田市横井一丁目	5115番9	島田市湯日字後口山	2356番70
島田市横井一丁目	5115番10	島田市湯日字下原	2399番3
島田市横井一丁目	5129番2	島田市湯日字下原	2401番3
島田市横井一丁目	5144番12	島田市湯日字下原	2403番
島田市横井一丁目	5152番7	島田市湯日字一本杉	2406番4
島田市横井一丁目	5408番7	島田市湯日字一本杉	2406番6
島田市横井一丁目	5408番9	島田市湯日字下原	2408番3
島田市横井一丁目	5408番21	島田市湯日字下原	2421番
島田市横井一丁目	5408番22	島田市湯日字下原	2611番6
島田市横井一丁目	5408番23	島田市湯日字下原	2618番49
島田市横井一丁目	5408番24	牧之原市布引原字地獄沢	98番1
島田市横井一丁目	5408番25	牧之原市布引原字地獄沢	98番13
島田市横井一丁目	5408番26	牧之原市布引原字地獄沢	98番89
島田市横井一丁目	5408番27	牧之原市布引原字地獄沢	98番90
島田市横井一丁目	5408番28		

ii. 甲所有の以下の建物、建物付属設備及び構築物

上記 i. の各土地及び下記 iv. の各工場財団を組成する各土地上に存在する甲所有の建物、建物付属設備、構築物及びこれらの付帯設備（下記 iv. の各工場財団に含まれるものを除く。）

iii. 本件事業に関して上記 i. の各土地及び下記 iv. の各工場財団を組成する各土地上に存在する甲所有の機械装置、車両運搬具、工具器具備品及び建設仮勘定（本件事業及び本件事業以外の甲の事業のいずれにも属するものを含み、下記 iv. の各工場財団に含まれるものを除く。）

iv. 甲所有の以下の工場財団

- ・ 静岡地方法務局藤枝支局 登記番号47番
- ・ 静岡地方法務局藤枝支局 登記番号52番

(b)無形固定資産

- ・ 本件事業に属するソフトウェア、電話加入権、その他一切の無形固定資産

(c)子会社株式

- ・ 特種東海マテリアルズ株式会社 普通株式 750株
- ・ 株式会社テクノサポート 普通株式 64,000株

(d)その他の固定資産

- ・ 本件事業に属する長期前払費用、保証金、預託金、その他上記(a)乃至(c)以外は一切の固定資産

(e)なお、以下に列挙する資産は、甲から乙に承継されない。

- ・ フィブリックテスト関連設備
- ・ 水力発電設備及び電力販売に係る設備
- ・ 水力発電に係る用水路設備
- ・ 横井工場（静岡県島田市横井四丁目18番1号所在）送りパルプ流送管配管設備（島田工場敷地外に存在する部分）
- ・ 横井工場送り蒸気送気配管設備（島田工場敷地外に存在する部分）
- ・ 東友荘（静岡県島田市横井二丁目13所在）に係る土地建物

2. 負債

(1)流動負債

(a)以下に掲げる甲が締結している契約に係る短期借入金

- ・ 株式会社静岡銀行との平成21年4月20日付当座貸越契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成20年12月29日付当座貸越契約

(b)本件事業に属するその他一切の流動負債（ただし、(3)に記載の未払金以外の未払金、支払手形、設備支払手形、買掛金、未払費用を除く。）

(2) 固定負債

(a) 以下に掲げる甲が締結している契約に係る長期借入金

- ・ 株式会社静岡銀行との平成24年7月17日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社静岡銀行との平成25年9月30日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社静岡銀行との平成26年9月30日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社静岡銀行との平成26年12月26日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社静岡銀行との平成27年10月30日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成24年8月10日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成25年9月27日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成26年9月26日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成26年12月9日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社三菱東京UFJ銀行との平成27年9月30日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社みずほ銀行との平成25年2月7日付金銭消費貸借契約
- ・ 農林中央金庫との平成25年2月12日付金銭消費貸借契約
- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社との平成25年2月12日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社清水銀行との平成26年12月26日付金銭消費貸借契約
- ・ 静岡県信用農業協同組合連合会との平成25年2月12日付金銭消費貸借契約
- ・ 株式会社十六銀行との平成26年12月24日付金銭消費貸借契約

(b) 本件事業に属する一切の固定負債

(3) 以下に掲げる甲が締結している契約に係る未払金及び割賦未払金

- ・ 三菱UFJリース株式会社との平成25年10月1日付割賦販売契約

3. 契約上の地位

(a) 次に掲げる契約（本件事業に関し甲が締結している契約に限るものとし、甲の従業員との間の雇用契約並びに本件事業及び本件事業以外の甲の事業の双方の用に供するために締結し又は双方の事業に関し締結しているものを除く。）及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（ただし、効力発生日の前日までに具体的に発生している債権債務及び効力発生日の前日の終了時点までに発生した事由に起因する債務（偶発債務を含む。）を除く。）

- ・ 資材取引に関する契約
- ・ 不動産及び不動産の賃貸借契約、使用貸借契約、リース契約及びレンタル契約（森下産業廃棄物最終処分場（静岡県島田市所在）及び弁天産業廃棄物最終処分場（静岡県島田市所在）の各敷地に係る各土地賃貸借契約その他当該処分場に関し甲が締結している一切の契約を含むが、これらに限られない。）

- ・製造委託契約、業務委託契約、請負契約及び委任契約（点検、保守、修理、改造、管理、運送、寄託等に関する契約を含む。）
- ・その他本件事業に関し甲が締結している一切の契約

(b)2.(1)(a)に記載の各当座貸越契約、2.(2)(a)に記載の各金銭消費貸借契約（関連する特約やスワップ契約を含む。）及び2.(3)に記載の割賦販売契約並びにこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務（ただし、効力発生日の前日まで具体的に発生している債権債務及び効力発生日の前日の終了時点までに発生した事由に起因する債務（偶発債務を含む。）を除く。）

4. 知的財産権

以下の発明に係る特許を受ける権利

出願番号	発明の名称	出願人
2015-067746	段ボール用中芯原紙及び段ボール	甲

5. 許認可等

本件事業のみに属する許可、認可、免許、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

以 上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

新東海製紙は本吸収分割に際して、227,300株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社は、本吸収分割に係る当社への割当株式数を決定するに際し、公正性・妥当性を期すため、当社及び日本製紙から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定し、割当株式数の分析を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び日本製紙の関連当事者には該当せず、当社及び日本製紙との間で重要な利害関係を有しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本吸収分割に係る当社への株式の割当てについて、新東海製紙が非上場会社であることからディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づく分析結果を採用して分析を行いました。DCF分析では、当社が提供した、本事業提携によるシナジー効果を加味していないスタン・アローンベースの財務予測を算定の基礎といたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の基礎とした新東海製紙の平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画においては、平成29年3月期に稼働を予定しているバイオマスボイラーによる原価低減効果を通じて、平成30年3月期に大幅な増益を想定しております。結果として、平成30年3月期においては、約4億円の営業利益（前年比約50%増）の水準となることを見込んでおります（注）。

本吸収分割において、当社に対する新東海製紙の割当株式数の算定結果の概要は、以下のとおりです。

	割当株式数の想定レンジ
DCF分析	143,014株～303,780株

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定結果を参考に、新東海製紙に係る財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本吸収分割に係る当社への割当株式数について日本製紙と慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記記載の割当株式数にて合意したものであり、その内容は相当であると判断しております。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本吸収分割に係る当社への割当株式数の分析に際し、当社が提供をした情報ならびに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、新東海製紙の財務予測に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、新東海製紙の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み

ます。)に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成28年4月22日までの上記情報を反映したものであります。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性

新東海製紙は、本吸収分割に際し、資本金及び準備金の額を変更いたしません。これは、本吸収分割後における新東海製紙の事業内容及び規模ならびに当社から承継する権利義務等を勘案のうえ、会社計算規則に従い決定しており、その内容は相当であると判断しております。

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
平成28年4月1日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、平成28年4月25日付で、日本製紙との間で、同年10月1日を効力発生日とする本統合契約及び本株主間契約を締結しております。

また、当社は、平成28年5月24日付で、新東海製紙との間で、上記1に記載の本吸収分割契約を締結いたしました。

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所において「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づく、株式の売買単位を100株に統一する取り組みを行っております。

先般、100株への移行期限が決定したことも踏まえ、当社においても株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更し、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準を維持し、株主様に出来る限り影響を及ぼすことがないように、併せて株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

45,000,000株

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「第3号議案 株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を100株とするため現行定款第8条を変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって同附則を削除するものといたします。
- (3) その他、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,000,000株</u> とする。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成28年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第5号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	まつ だ ゆう じ 松 田 裕 司 (昭和37年6月10日)	昭和60年 3月 特種製紙㈱入社 平成 9年 9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年 3月 特種製紙㈱理事営業本部副本部長 兼営業企画部長 特種紙商事㈱(現㈱T Tトレーディング) 代表取締役社長 平成21年 6月 当社執行役員 特種製紙㈱執行役員営業開発本部長 平成23年 6月 当社取締役特殊素材事業グループ 副事業グループ長兼営業開発本部長 平成24年 6月 同 取締役総合開発センター副セ ンター長兼研究開発本部長兼海外 事業推進部長 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員特殊素材 事業グループ長 平成28年 4月 同 代表取締役社長社長執行役員 (現職)	12,460株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>研究開発においては当社の主要な製品開発に携わり、特殊紙事業においては営業本部、事業グループ、グループ会社の長を務め、強いリーダーシップを発揮し牽引した実績を当社グループの経営に十分生かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	おおしま かがず ひろ 大 島 一 宏 (昭和32年6月8日)	昭和55年 4月 大倉事業(株)入社 平成11年 2月 東海パルプ(株)入社 平成19年 4月 当社秘書室長 東海パルプ(株)総務人事部長 平成22年 6月 当社取締役社長室長 平成23年 6月 同 取締役社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長 平成25年 4月 同 取締役社長室長兼生活商品事業グループ長 平成26年 6月 同 取締役専務執行役員社長室長 平成27年 6月 同 取締役専務執行役員産業素材事業グループ長 平成28年 4月 同 取締役専務執行役員経営企画管理室長 (現職)	19,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>人事、経営企画、秘書等の管理部門や複数の事業グループの長を務めた幅広い知識と経験を有し、当社グループの経営と代表取締役社長のサポートに十分な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	おきね つね お 関 根 常 夫 (昭和31年11月5日)	昭和54年 4月 (株)三菱銀行入行 平成 6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年 5月 (株)東京三菱銀行開発金融部次長 (航空機Gr担当) 平成16年 5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 (株)三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部長 平成21年 5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年 6月 同 執行役員財務・IR室長 平成22年 4月 同 財務・IR室長 平成22年 6月 同 取締役財務・IR室長 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員財務・IR室長 (現職)	15,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>金融機関における豊富な経験、知識と対外折衝力に加え、当社財務部門での経験・知識を生かしながらの厳格な会計判断と強力なリーダーシップは当社グループの経営に十分な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	くればやし まさみ 紅林昌巳 (昭和27年5月26日)	昭和50年 4月 東海パルプ(株)入社 平成20年 6月 同 取締役常務執行役員工場長 平成21年 6月 当社取締役執行役員 東海パルプ(株)取締役常務執行役員 工場長 平成23年 6月 当社常務取締役総合開発センター 長兼技術開発本部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員生活商品事業 グループ長 (株)トライフ代表取締役社長(現職) 平成28年 4月 当社取締役執行役員生活商品カン パニーCEO(現職) [重要な兼職の状況] (株)トライフ代表取締役社長	38,000株
	[取締役候補者とした理由] 技術開発部門、生活商品事業の長や主力グループ会社社長を務めるなど豊富な経験と知識を有しており、マネジメントの推進や新製品開発、生産設備に関する助言を果たせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	わたなべ かつひろ 渡邊克宏 (昭和35年10月6日)	昭和58年 4月 キヤノン(株)入社 平成11年 4月 東海パルプ(株)入社 平成22年 6月 当社執行役員産業素材事業グルー プ島田工場長兼原動部長 平成24年 2月 同 執行役員産業素材事業グルー プグループ統括部担当 平成25年 4月 同 マネージングディレクター産 業素材事業グループ副事業グループ長 平成25年 7月 同 マネージングディレクター社 長室経営企画部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員総合開発セン ター長 平成28年 4月 同 取締役執行役員産業素材カン パニーCEO(現職)	5,000株
	[取締役候補者とした理由] 工場や経営企画、技術開発部門の部門長を歴任し、幅広い知識と豊富なマネジメント経験を有しており、当社グループの経営に十分な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	もうりとよひさ 毛利豊寿 (昭和41年6月22日)	平成 3年 3月 特種製紙(株)入社 平成15年 4月 同 総合技術研究所長兼技術研究所長 平成18年 3月 同 理事特殊機能紙事業部長 平成19年 4月 同 執行役員生産本部三島工場長 平成20年 4月 同 執行役員生産本部副本部長 平成22年 6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長兼基礎研究所長 平成23年 6月 同 マネージングディレクター総合開発センター先端素材開発本部長 平成26年 6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 (現職)	8,460株
[取締役候補者とした理由] 研究開発分野に携わった豊富な知識と経験をもとに新規事業の推進を図り、当社の将来を担う新たな事業分野の進出と拡大に大きく寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
7	なながわかつひこ 柳川勝彦 (昭和31年12月8日) 【新任】	昭和55年 4月 三菱商事(株)入社 平成24年 4月 同 理事関西支社副支社長兼繊維原料資材部長 平成25年 4月 同 理事独国三菱商工会社社長兼欧州・アフリカ統括補佐(北・中東欧)兼ベルリン支店長兼フランクフルト支店長 平成28年 4月 同 生活産業グループ付 平成28年 5月 当社海外事業推進センター長付 (現職)	-株
[取締役候補者とした理由] 商社在籍時代に培った海外での営業や企業経営に関する豊富な経験を有し、当社の経営及び海外戦略に大きな貢献が期待できるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
8	おお ぬま ひろ ゆき 大 沼 裕 之 (昭和40年2月23日) 【新任】	昭和62年 3月 特種製紙(株)入社 平成17年 4月 同 東京支店長兼東京営業部長兼 特殊印刷用紙部長 平成18年 3月 同 東京支店長兼特殊印刷用紙部 長兼営業企画部担当部長兼海外営 業担当専任部長 平成20年 4月 同 営業開発本部ファンシー営業 開発部長 平成21年 4月 同 営業開発本部機能紙営業部長 平成22年 4月 当社特殊素材事業グループ営業開 発本部機能紙営業部長 平成25年 7月 同 特殊素材事業グループ営業本部 長 平成26年 6月 同 執行役員特殊素材事業グル プ営業本部長 平成28年 4月 同 執行役員特殊素材カンパニー C E O (現 職)	2,730株
[取締役候補者とした理由] 当社特殊紙事業において数々の主力製品の拡販に貢献した実績をはじめ、営業部門で培 った豊富な経験と知識は、当社の営業力向上のみならず特殊紙事業に大きく貢献できる ものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	さの 野 倫 あき (昭和41年1月31日) 【新任】	平成元年 4月 大昭和製紙(株)入社 平成16年12月 特種製紙(株)入社 平成22年 4月 当社特殊素材事業グループ三島工場長 平成22年 6月 同 執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 平成24年 6月 同 マネージングディレクター特殊素材事業グループ副事業グループ長兼三島工場長 平成26年 6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 平成27年 6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 平成28年 4月 同 執行役員産業素材カンパニーCOO兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長(現職)	1,000株
【取締役候補者としての理由】 複数事業場における工場長を務め、生産効率と品質の向上及び製品の安定生産・安定供給に大きく貢献した実績と知識経験は貴重であり、生産部門でのさらなる活躍と貢献が期待できるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
10	きむら 村 実 (昭和21年6月18日) 【新任】 【社外】	昭和46年 4月 東京大学助手農学部採用 昭和53年10月 アメリカ合衆国、ニューヨーク州立大学博士研究員 昭和59年 4月 大蔵省印刷局入局 平成14年 7月 財務省印刷局製造部長 平成15年 4月 独立行政法人国立印刷局理事(開発部、セキュリティ製品事業部担当) 平成21年 4月 東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授(現職) 【重要な兼職の状況】 東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授	-株
【社外取締役候補者としての理由】 官公庁での紙に関する研究開発や大学での研究等で蓄積された豊富な知識と経験は、当社研究開発の促進における貴重なアドバイザーとして有益となるものと判断しました。同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、その知識や経験は社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものとして、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
11	おお 大 なけ 竹 ゆう 優 こ 子 (昭和50年7月18日) 【新任】 【社外】	平成10年 4月 ソニー(株)入社 平成14年 7月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ出向 平成17年 4月 ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント出向 平成19年 4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ出向 平成20年 7月 ソニー(株) 平成23年 9月 デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)入社 平成26年 2月 同 取締役ジャパンディレクター(現職) [重要な兼職の状況] デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)取締役ジャパンディレクター	-株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>海外企業での豊富な経験や知識を生かし、経営者としての実績を有することから、当社取締役会運営の効率性及び透明性向上ならびに当社グループのダイバーシティ向上への客観的な立場からの助言が期待できることから、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 木村実氏及び大竹優子氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社は、木村実氏及び大竹優子氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。
- 4 木村実氏及び大竹優子氏は、東京証券取引所及び当社の定める独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、監査役三谷充弘氏の補欠監査役として河合稔氏を、社外監査役大倉彦氏及び上田廣美氏の補欠監査役として神洋明氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏(生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	かわい 河合 (昭和33年3月10日)	昭和55年 4月 東海パルプ(株)入社 平成19年 4月 同 財務部長 平成21年 6月 当社財務・IR室副室長 平成25年 7月 同 財務・IR室経理管理部長 平成27年 6月 同 監査室長兼内部統制室長 平成28年 4月 同 内部統制・監査室長(現職)	7,000株
	[補欠の監査役候補者とした理由] 経理財務、監査部門において責任者を務めるなど豊富な知識と経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	じん 神 (昭和24年4月8日)	昭和54年 4月 弁護士(現職) 平成12年 4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事(株)(現(株)T Tトレーディング)社外監査役 平成26年 4月 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 [重要な兼職の状況] 弁護士 東亜道路工業(株)社外監査役	-
	[補欠の社外監査役候補者とした理由] 弁護士として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、また当社のコーポレートガバナンスの強化及び業務執行等の適法性における監査について十分な貢献ができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 神洋明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3 神洋明氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

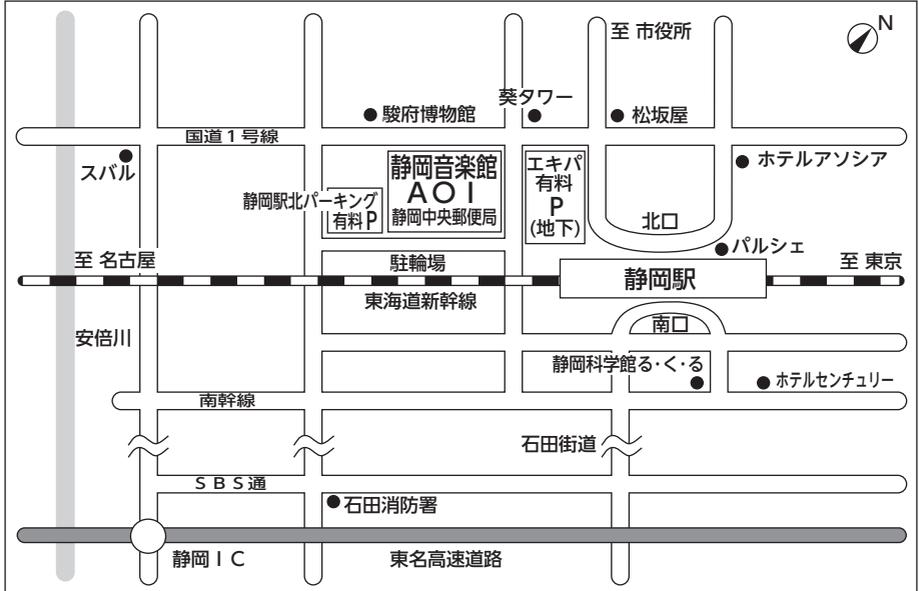
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

定時株主総会会場ご案内図

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館AOI 7階講堂



<交通>

J R 静岡駅北口より徒歩約3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。